

い、ほんとうに完全な状態にあるものとして、今の時価で地金価格を算定いたしますと、大体五十七億円くらいになるのではないか、かように考えておる次第であります。

○吉幡委員 少し調べが足りませんので十分な質問はできませんが、ちょうど理財局長が珍しくおいでになつておられますので、伺つておきたいと思います。まだこちらの研究が足りませんので、うまく趣旨が徹するかどうかわかりませんが、今補助貨幣の問題が出ましたが、近ごろ日本銀行の一万田さんが各地に行きました、通貨制度の確立という言葉を使っておるのであります。通貨制度などという問題は、市中銀行の元締程度しかなつております。日本銀行の総裁が、先走つてくちばしを出すことなど私は感じておらず、少くとも大蔵大臣を中心といたしまして、経済閣僚あたりが懇談の上にできて、これに時の経済事情あるいは民間の要望等が加わりまして、一つの制度改革とすることになつて行くものだと思ひます。単に通貨制度の確立と申して、これはまだ適當ないう言葉を、黙つておれば何でもないのではありませんが、その声を裏表検討いたしますと、よい響きもあるし悪い響きもあるわけです。これはまた適當な機会に大蔵大臣に出でもらいまして、詳細にわたりお尋ねいたしますが、きょう理財局長さんに伺いたいのは、そういうことを大蔵省で考へているのかどうか、同時に日本銀行と何か打合せでもしてあるのか、こういうことにつきまして、おさしつかえない程度伺いたいと思います。

○ 常務委員 さしあたつてはそのお話をよくわかりましたけれども、通貨制度なんという言葉を申しますと、いわゆる管理通貨にするという意味もあるうし、あるいは通貨整理を断行するときましても、銀行局におきましても、銀行局におきましても、ああいうふうな新聞に出来ますようなことを考へてはおりません。それからまた一昨日でございますが、たしか信託協会がございました席上におきまして、ちようど新聞記事が出たのでございますが、大蔵大臣といたしましてもそういうことは考えておりませんし、また大臣と日本銀行總裁との間ににおいても、そういう話があつたことはないということを申されたのを、私は聞いておるのでありますて、その意味におきまして、大蔵省全体といたしましてそういうことは考えておらない、こういうふうに申し上げられると思います。なお一万田總裁がどういう話をされましたが、私どもも新聞の記事を見ただけでありますては、目下總裁は旅行中でありますて、われくとしてもうふうなことをお話しになつたのか、あも今確かめるすべはございませんし、また大蔵省といたしましてはそういうことでございますので、真剣にあれを考えているわけではないということだけを、ここで申し上げておきたいと思ひます。

いう底意を持つておる、いろいろな経済的な書きがあるわけです。たとえば名目的に切下げをする、百円を十円にするというような措置をするのでないか。補助貨幣の一円以下は、ただいま提案になつておる法律案の趣旨から行くと、これは金の部類でないというのです。言葉はどういしまして、一円以下は金の仲間ではないのだ。妙な方に使つては困るけれども、ある程度むだにされたり、自由に處理あります。言葉はどういしまして、決して罰則には触れないといふような程度に考へておるというものです。妙な方に使つては困るけれども、ありますので、これとあわせて考えて、いろ／＼な意味におきまして、デフレ要素として考へる通貨制度、インフレ要素として考へる通貨制度といふものの間に、非常に判断に迷うわけであります。ただいま大蔵省の方針は、まだそれに触れておらない、しかも一万田総裁とも話しておらない、一万田総裁の話が事実であるかどうかは確かめてよいか確かめて悪いから、確かめる方法もないであろうというようなお言葉であります。これは積極的にひとつ確かめていただきたい。一万田さんの言葉は決してうそじやない。ジャーナリストが途中で考えまして取材いたしたように載せた記事ではなくて、事実そう言つておる。これはどうも来週金融制度を大蔵委員会で取上げまして、ひとつ検討いたしました。本日は議題が議題でありますから、あえて深い方面までは申し上げませんが、ぜひそれまでの間に、一万田さんがああいうお話をなさるという根

挹と、しかもそれを取消すなら取消すということを、大蔵省が考えていない度を検討いたします場合におきまして、詳しくお尋ねいたすことにして、本日はこの程度でけつこうであります。

次いでちよつと監理官にお尋ねいたしますが、日米行政協定第三条によりまする付属処置としましていろいろな法律ができた。特に大蔵関係の税を中心といたしましたものは、割合に行政協定に詳しく書いてありますから、それに伴います国内手続は、立法の措置を要するとしましても比較的明解であります。ただCPOの関係なんかにおきまして、關稅の問題でなく、割合ではないところがある。それと関連しまして例のタバコであります。私がこう申し上げれば監理官にすぐわかるのでありますから、このタバコの適用外の人たちに流れます問題を、どのように御処理なさる考え方であるか。これはくどいことを聞く必要はありません。日本人には日本人のタバコを吸わせることをどういうふうにして徹底させるか、こういうことのお考えを述べていただきたいと思います。

○久米政府委員 ただいま御審議を願つておりますところのたばこ専徴法等の臨時特例、これは行政協定に伴いまして、現行法のままで条約が発効になれば、違法となるというふうな特殊な行為を合法化する、つまり軍人軍属等の輸入あるいは軍人軍属間の間の譲り受け、譲り渡しというふうなものを合法化するという、きわめて形式的な立

法でございまして、たゞその範囲をもろいろ濫用されはいけませんので、特に携帯輸入等の場合には、その数量を限定するとか、航空軍事郵便局を通じて軍事郵便で送つて来るという場合も、その数量を限定するというふうに、いろいろアメリカ側と折衝いたしまして、こういうふうな特例が濫用されることは防止するよう、制度的にも考え、今後の運用においても遺憾のないようにやつて参るつもりでござります。こういうふうな特例によりまして輸入されましたタバコが、もし日本人等に譲り渡されると、いう場合には、現在のたばこ専売法の違反になります。これは譲り渡したアメリカの軍人で、これらも軍属も罰則に触れるし、譲り受けた日本人も罰則に触れる、そういうふうなかつこうになつております。これはやみタバコの問題といたしましては、從来専売公社といろゝその防止に努力しておりますのと同じ方向で、今後もやみタバコの防止について周知徹底をばかり、また取締りの面も適当に推進して参る、そういう考え方でございます。

たま／＼日本人なら日本人がのんでもおつたという事実を現認した場合に、その違反の事実を確認して行くのか。この点が少し言いまわしは悪いのであります。が、なか／＼問題だらうと思ふ。しかし今は国内タバコが非常に嗜好にも適するようになつて参りましたし、価格の点においても安いので、実情は外国タバコが横流れするであろうという心配も、割合少いだらうと思うのであります。が、一面におきましては、外国タバコがさらに下るという事態も考えられる、葉タバコの耕作者などの意見を聞きますと、もう少し国の機関が一国の機関というのは専売公社のことをいうのであります。が、熱意を持つてこの方面をひとつ取締つてもらいたいというような要望が強いのです。とにかく軍人軍属の手からしからざる者に渡つたら、専売法違反になつて处罚されるべきだ、これは相手方の軍人軍属も日本人も、同様に处罚されるといふスムーズな答弁では、何か満足しないものがあろうと私は思うのであります。それでこれらについて、もう少し積極的に専売公社としてはお考えがあるのではないか。もし具体案がただいまなければ、何かもう少し納得の行く手をお打ちくださる熱意を示していただきたい、こう私は思うのであります。これもまた別に本法案の審議と並行的に考えなくてはならぬ問題でもないので、本日は別に御明答をいただくことは思ひませんが、もう少し深く考えていただきたい。ただそいうふることを実際にやつたら、専売法違反になるんだということです。

法違反で处罚しておる件数は、きわめて少いのが從来の事実であります。しかしこれは占領下にあつたことであります。それから二十六年度は二万を越ますから、ある程度得心をいたしておるでしようけれども、自主的な独立国家になつた場合に、国民感情は許さないということをもう少し重要なお考えを願いまして、これらの取締りあるいは携行タバコに対する数量制限をするというふうな微温的でなく、何か特別の標識でもつけて行くというような手でも打つて、万人が納得するという形で、ひとつ御処置を願いたいといふ希望を申し上げます。

○久米政府委員 いろ／＼御注意ありがたく拝聴いたしましたが、現在日本

専売公社が正式に輸入いたしまして、

正式ルートでもつて日本人一般に供給しておりますタバコには、たとえばラ

ッキ・ストライクならラッキー・ス

トライクで一例を申しますと、パラフ

イン紙で上を包んでございますが、あ

の中央のところに日本専売公社の証票

が張つてありますから、タバコを見ま

すと、これは正式に公社の譲り渡した

合法的なタバコであるか、あるいは軍

人軍属が横流したタバコであるかと

いうことは、上に紙が張つてあります

から、その証票の有無によつて判断はし得るという建前になつております。

それから外國タバコで証票が張つてな

りますから、それによつて現在取締り

をやつております、取締り件数等

も、昭和二十四年度、二十五年度、二

十六年と、ずっと現在のところ検挙件

数は増加の趨勢にござります。これは

監視など努力いたしまして、相当の検

挙件数はあげております。この前より

つとこの委員会でお答えいたしました

が、若干違つて來た点もある。原

則としましては平和条約の十四条によりますと、日本の外地における資産は

清算されるなりあるいは没収されると

いうのが、一應原則となつておるよう

あります。従いまして海外におきま

れれば、その一部分にしかすぎないとい

うことは御指摘の通りと思います。

○夏垣委員 閉鎖機関令の一部を改正

する法律案について、二、三質問いた

したいと思います。政府の提案理由の

うちに「閉鎖機関の特殊清算の対象の範囲を拡大して、その本邦外にある本

店、支店その他の営業所にかかる債権

及び債務をも含めることとし、かつ

閉鎖機関の在外負債のために、その国

内資産のうちから留保されている資金

について、平和条約に基く在外負債の

処理の問題が決定次第」ということが

内容に入つておりますが、非常に重大な問題でありますので、これに関連し

てお伺いしたいと思います。

閉鎖機関の本邦外にある本店、支

店等にかかる債権債務で、命令に定

められたものはこれを本邦内の財産とみなすが、それらのものは一体どんなもの

であるか。具体的にひとつ説明を願いたいと思います。

○堀口説明員 お答えいたします。今

度改正案の中では審議をお願いしております

ます点は、從来閉鎖機関制度といたし

ましては、内外店舗を厳密に区別いた

しまして、国内外店舗の資産を処分し

て、国内外店舗の負うべき負債を弁済し

て行くというかつこうをとつております

た。ところがその制度は平和条約の締結以前にできた制度であります

ために、平和条約締結以後の事態をも

考慮してやつておつたわけでありま

すが、若干違つて來た点もある。

○夏垣委員 ただいまの御答弁の中に

プラジルにおいてということあります

が、これは一例であります。が、

私のお伺いしたいことは、プラジルの

ような戦争被害の少いところではな

く、朝鮮、台灣あるいは今の中国とい

うような、いわゆる戦争によつて被害

の多いところ、こういうところで本邦

外にある閉鎖機関の債権債務が一体ど

れくらいあるのか。これを知りたい。

そしてこの処理は一体どう持つて行こ

うとするか。たとえば、この前御質問

申し上げたときに、国内には二百億程

度の登録公債その他の資産がある、こ

れお伺いしておきました。そのときに

の資産を返してやろうというところも

出て来ておるわけであります。その具

体的な例といたしましては、正金がブ

ラジルの支店に資産を持つておつたわ

けであります。このプラジルに預金

によっておつた資産を、平和条約の十四条

によりますれば、向うで処分したりあ

るは没収したりするといふことも可能であります。が、好意的にそ

れを解除して、返してやろうというよ

うなことを申しております。その場合

に現在の閉鎖機関令によりますすると、

能でありますけれども、好意的にそ

れを解除して、返してやろうというよ

うなことを申しております。その場合

に現在の閉鎖機関令によりますと、

国内店舗の資産負債を清算するとい

うことになつておりますので、そういうよ

うなことを申しております。その場合

に現在の閉鎖機関令によりますと、

国内店舗の資産をも本邦内店舗の資

産として加える必要がある。また負債

の部面についてみますと、向うからそ

ういうふうにして解除されました資産

に關して、あるいは負債があるかもし

れない。もし負債があるならばそれを

も内地店舗の負債として一応取入れな

どできなくなる。そこでそういう特別に

できなくなる。そこでそういう特別に

返して来るようなものを、一應現在は

考慮を入れて、そういうものの措置が

できるように、従来の閉鎖機関令の範

囲を拡大したということあります。

○夏垣委員 ただいまの御答弁の中に

プラジルにおいてということあります

が、これは一例であります。が、

私のお伺いしたいことは、プラジルの

ような戦争被害の少いところではな

く、朝鮮、台灣あるいは今の中国とい

うような、いわゆる戦争によつて被害

の多いところ、こういうところで本邦

外にある閉鎖機関の債権債務が一体ど

れくらいあるのか。これを知りたい。

そしてこの処理は一体どう持つて行こ

うとするか。たとえば、この前御質問

申し上げたときに、国内には二百億程

度の登録公債その他の資産がある、こ

れお伺いしておきました。そのときに

の資産を返してやろうといふことも可

能であります。この在外の債権債務資産

は接収されるということになりますよ

うが、朝鮮銀行、台灣銀行等において

銀行券等を発行しており、その額が

相当な額であれば、それは平和条約によつて定められた何かの条項によつて

あるというように私は伺つておつたの

であります。この在外の債権債務資産

は接収されるということになりますよ

うの御答弁は、それはたいへん同感で

あるというように私は伺つておつたの

であります。この在外の債権債務資産

は接収されるということになりますよ

うが、朝鮮銀行、台灣銀行等において

銀行券等を発行しており、その額が

相当な額であれば、それは平和条約によつて定められた何かの条項によつて

あるというように私は伺つておつたの

であります。この在外の債権債務資産

は接収されるということになりますよ

非常に重大な問題でありますから、この内容をひとつお伺いしたいのであり

○堀口説明員　ただいまの御質問は二点だと思うのであります。第一点の在外資産、負債の関係であります。こ

れはなか／＼資料が少いのであります。それで、正確なところは出て来ないのであります。ただできるだけの資料を各方面から集めまして、一応終戦時の時価で算定いたしますと、閉鎖機関だけに關して在外資産が約二千七百億程度あります。それから負債が二千四百億前後、従つて資産の超過などいうふうに一応見ておきます。しかしそのまゝなるものは大体満州が相当多くあります。あとは北支、中支、朝鮮、台灣といふことになりますが、これらの帰属に関しましては、連合国にありますものは平和条約の条文に従いまして、さつき申し上げましたように清算するかあるいは没収される。その辺も将来の交渉にかかるります。それから割譲地域、台灣及び朝鮮等にありまするものは、相互の交渉によつてきまるところになつておるわけであります。現に旧朝鮮との問題につきましては、日韓会談で相互に請求権の問題を議論してまするか見通しがついておらない状況だと思います。

それからこれらの閉鎖機関の資産が、全体としてどうなるかということにつきましては、そういうふうに将来の外交折衝によるわけでありますから、もしろ／＼の場合を仮定したら、どういうふうになるかという点であります。もし日本と割譲地域との折衝が、対等の立場で行われる場合には、相互

に請求し合うというかつこうになるのではないか。それから連合国と同列であるということならば、講和条約第十四条に基きまして、同じように向うにある資産は、一應清算あるいは没収される。あるいは日本側になおもつと有利な立場において折衝されれば、それよりかもいい条件で資産が残るようになる。たとえば朝鮮銀行等に例をとりますと、もし対等な立場でありますれば、こちらにある株主の請求権はそのまま残るでしようし、それから向うの株主については、その主張は認めざるを得ないと思います。それから連合国と同列に交渉が行つた場合には、十四条に基きまして、向うにある資産は向うで処理される。しかしこちらにある資産については、うまく行けばこっちに残すことも可能じゃないかということでござります。それから特に朝鮮につきましては、この前もちよつと申し上げましたが、連合軍のヴェステイング、オーダーというのがありますので、それを非常に強く主張されて、もしそれに対抗できないということを仮定しますれば、内地にある資産もあぶなくなります。これは三つの場合が将来考えられるのであります。それがどうになるかということは、私たちにもちょっととわかりかねるのでございます。

对外関係で、いわゆる在外活動閉鎖機関の資産が留保してしまるもので約百億あります。これにつきましては、今申し上げましたように、各地域との折衝の結果、どのくらい日本に残るかということは、将来の問題であります。ほかの部分につきましては、それ／＼法令の定めるところによりまして、債務の弁済をしたあとは、社債の弁済それから株主に全部分配されれば終るのでありますて、対外折衝について問題になる部分というものは、この約百億程度というふうに考えております。

○夏堀委員 ただいま対外債権債務の問題で百億ということを言われましたが、それはどういうことですか。

○堀口説明員 現在对外関係のある閉鎖機関だけの資産を集めてみると、大体百億前後になつております。それを補足して申し上げますと、先ほど申した二千七百億とか申すのは、在外の資産を全部入れた話でありまして、閉鎖機関制度いたしましては、国内における店舗の資産負債を清算しておりますから、その閉鎖機関整理による清算の結果、現在残つてある資金は約百億ということでありまして、その二千何百億という数字とは立場が違つているわけであります。その二千何百億というのは、北支、中支、満州あるいは他の国にある全部の資産を言つておるわけであります。

○夏堀委員 私のお伺いするねらいは、今台湾、朝鮮等において折衝中であるいろいろな問題にからんで、閉鎖機関の債権債務資産があちらの方に相当残つておれば、それはよろしいけれども、負債の方が多くあれば、国内にその他の国にある全部の資産を言つておるわけであります。

れ以上にも及ぶかということが心配な
んで、朝鮮、台灣、この二国に対して
のみ御質問いたしたわけであります。
先ほどお伺いした銀行のいわゆる銀行
券と申しますが、そういうような証券
は、相當台灣、朝鮮等の国民の手にあ
るものとすれば、それを賠償しなけれ
ばならぬのであるか、どういうもので
あるか。そういう問題とからんでの
問題を何つたのであります。これは今
折衝中でありますようけれども、私の
考え方としては、できるだけ在外において
これを処理し、国内にあるものにはあ
まり手をつけてもらいたくない、こう
いうような私の感じなんです。ここで
私ども希望を申し上げたところで、そ
の通り行かぬでしようけれども、在外
にあるすべての債権債務の対象を、國
内にまで及ぼすということになつたな
らば、これは朝鮮、台灣ばかりではな
く、相当広範囲なものであると思いま
すので、今申し上げたような、いわゆ
る在外だけで処理ができるのかあるい
はできないのか。でき得ればこれに対
する金額は一体どうなのか。特に朝鮮
と台灣についての御説明を願いたい、
こういうのであります。

がその後米韓協定というものによりましては、韓国側に渡された。これにつきましては、韓國側としては、それによつて最終的所有権が自分の方に帰属したのであるから、日本の韓国における資産はもちろんのこと、韓国に本店を有するようなものは、その日本国内に持つておる資産も、自分の方のものであるというようなことは、強く言つておるわけでありまして、これにつきましては新聞等にも報道されている通りであります。しかしこちらといたしましては、そういう所有権まで全面的に韓国に移つたということとは、なか／＼認められるわけに行かない。ただ講和条約によりまして、現地の軍司令部のやつた行為を追認するような条文がありますために、相当困難ではあると思いますけれども、日本側の解釈といたしましては、最終的な所有権が移つたのじやないという解釈をとつておるわけであります。従いまして先ほど申しましたように、将来の交渉の結果としては、三つの立場がある。それは要するに対等な立場でその交渉が行けば、両方請求し合う。それから連合国並に韓国が扱われる場合には、講和条約の十四条によつて解決されると思います。それから日本が非常に不利な立場に立つて、接收命令というものを全面的に認めなければならぬことだけしか、これは申し上げられないのじやないかと思います。台湾につきましては、ただいまのところ私たちの知つておる範囲では、そういう特別な接收命令というものは聞いておりませんので、お互ひの折衝により

まして解決のつく問題じやないか、そういうふうに考えております。

それから通貨発行債務の問題であります。これは終戦時にどのくらいの通貨が台湾銀行及び朝鮮銀行から出でるかと、いふことも、なか／＼わかりにくいのであります。いろいろの説がありますが、大体朝鮮銀行で三十七、八億くらいのものが出ておつたんじやないかと、いふことがわかれます。台湾については二十数億じやないか。これもそのソースによりまして、いろいろの説がありますが、こちらの主張としては少くともそぞういう通貨発行債務につきましては、その銀行の後継者といふものが当然負べきものであつて、現在の通貨制度なりあるいは金融制度によりますれば、その終戦における通貨の発行高を、そのまま通貨発行国が負うといふようなことは不当だ。理論的にはそういふように十分主張できるのじやないか、こういうふうに考えております。

○夏堀委員 なか／＼明確な御答弁を

求めるることは困難であります。こうい

うような処理の方法について、何かた

だ折衝によつて結末をつけるといふこ

とでいいといふのであるが、またもつ

と大きく平和条約その他の条文に、何

か感られてあるのかどうか。先ほども

申し上げたいわゆる在外の債権債務に

対して、国内の資産にそれを及ぼすと

いうことは、非常に重大な問題であろ

うと思いますが、そういうことはまあ

ないだろう。だろうではびんと来ませ

ん。だろうじやなく、何か条約にそ

うことがあるのかどうか。たた折衝

によるかどうか。これを明確に御答弁

○堀口説明員 その点は割譲地域の場

合と連合國の場合と違うのであります

が、割譲地域の場合につきましては、明瞭かに折衝によるということがある

おるかと、いふことも、なか／＼わかり

にくいのであります。いろいろの説

がありますが、大体朝鮮銀行で三十

七、八億くらいのものが出ておつたん

じやないかと、いふことがわかれ

ります。台湾については二十数億じやな

いか。これもそのソースによりまし

て、いろいろの説がありますが、こ

れが、こちらの主張としては少くともそ

ぞういう通貨発行債務につきましては、

その銀行の後継者といふものが当然負

べきものであつて、現在の通貨制度

なりあるいは金融制度によりますれば、

その終戦における通貨の発行高を、

そのまま通貨発行国が負うといふ

ようなことは不当だ。理論的にはそ

ういふように十分主張できるのじやない

か、こういうふうに考えております。

○夏堀委員 なか／＼明確な御答弁を

求めるることは困難であります。こうい

うような処理の方法について、何かた

だ折衝によつて結末をつけるといふこ

とでいいといふのであるが、またもつ

と大きく平和条約その他の条文に、何

か感られてあるのかどうか。たた折衝

によつて結末をつけるといふこと

であるかどうか。これを明確に御答弁

するようないふうか。この前の質問をい

て、一応この改正案から落したわけで

たしましたときには、第二会社をつく

るようなことはさしつかえはないだろ

う、こういう閉鎖機関に対しても……、

閉鎖機関の指定が解除されま

す。それが、これは終戦時にどのくらいの

通貨が台湾銀行及び朝鮮銀行から出で

おるかと、いふことも、なか／＼わから

ないかとも考へておるのでですが、

この点はどうです。

○堀口説明員 その点は、可能か可能

か、割譲地域の場合におきましては、

明瞭かに折衝によるということがある

以上、またそれ以外のこまかい明文は

ございません。ただ対外関係のない閉鎖

機関につきましては、この法律によつ

て閉鎖機関の指定が解除されま

す。これが、これは終戦時にどのくらいの

通貨が台湾銀行及び朝鮮銀行から出で

おるかと、いふことも、なか／＼わから

ないかとも考へておるのでですが、

この点はどうです。

○堀口説明員 その点は、可能か可能

か、割譲地域の場合におきましては、

明瞭かに折衝によるということがある

以上、またそれ以外のこまかい明文は

ございません。ただ対外関係のない閉鎖

機関につきましては、この法律によつ

て閉鎖機関の指定が解除されま

す。これが、これは終戦時にどのくらいの

通貨が台湾銀行及び朝鮮銀行から出で

おるかと、いふことも、なか／＼わから

ないかとも考へておるのでですが、

この点はどうです。

○堀口説明員 その点は、可能か可能

か、割譲地域の場合におきましては、

明瞭かに折衝によるということがある

以上、またそれ以外のこまかい明文は

ございません。ただ対外関係のない閉鎖

機関につきましては、この法律によつ

て閉鎖機関の指定が解除されま

す。これが、これは終戦時にどのくらいの

通貨が台湾銀行及び朝鮮銀行から出で

おるかと、いふことも、なか／＼わから

ないかとも考へておるのでですが、

この点はどうです。

○堀口説明員 その点は、可能か可能

か、割譲地域の場合におきましては、

明瞭かに折衝によるということがある

以上、またそれ以外のこまかい明文は

ございません。ただ対外関係のない閉鎖

機関につきましては、この法律によつ

て閉鎖機関の指定が解除されま

す。これが、これは終戦時にどのくらいの

通貨が台湾銀行及び朝鮮銀行から出で

おるかと、いふことも、なか／＼わから

ないかとも考へておるのでですが、

この点はどうです。

○堀口説明員 その点は、可能か可能

か、割譲地域の場合におきましては、

明瞭かに折衝によるということがある

以上、またそれ以外のこまかい明文は

ございません。ただ対外関係のない閉鎖

機関につきましては、この法律によつ

て閉鎖機関の指定が解除されま

す。これが、これは終戦時にどのくらいの

通貨が台湾銀行及び朝鮮銀行から出で

おるかと、いふことも、なか／＼わから

ないかとも考へておるのでですが、

この点はどうです。

○堀口説明員 その点は、可能か可能

か、割譲地域の場合におきましては、

明瞭かに折衝によるということがある

以上、またそれ以外のこまかい明文は

ございません。ただ対外関係のない閉鎖

機関につきましては、この法律によつ

て閉鎖機関の指定が解除されま

す。これが、これは終戦時にどのくらいの

通貨が台湾銀行及び朝鮮銀行から出で

おるかと、いふことも、なか／＼わから

ないかとも考へておるのでですが、

この点はどうです。

○堀口説明員 その点は、可能か可能

か、割譲地域の場合におきましては、

明瞭かに折衝によるということがある

以上、またそれ以外のこまかい明文は

ございません。ただ対外関係のない閉鎖

機関につきましては、この法律によつ

て閉鎖機関の指定が解除されま

す。これが、これは終戦時にどのくらいの

通貨が台湾銀行及び朝鮮銀行から出で

おるかと、いふことも、なか／＼わから

ないかとも考へておるのでですが、

この点はどうです。

○堀口説明員 その点は、可能か可能

か、割譲地域の場合におきましては、

明瞭かに折衝によるということがある

以上、またそれ以外のこまかい明文は

ございません。ただ対外関係のない閉鎖

機関につきましては、この法律によつ

て閉鎖機関の指定が解除されま

す。これが、これは終戦時にどのくらいの

通貨が台湾銀行及び朝鮮銀行から出で

おるかと、いふことも、なか／＼わから

ないかとも考へておるのでですが、

この点はどうです。

○堀口説明員 その点は、可能か可能

か、割譲地域の場合におきましては、

明瞭かに折衝によるということがある

以上、またそれ以外のこまかい明文は

ございません。ただ対外関係のない閉鎖

機関につきましては、この法律によつ

て閉鎖機関の指定が解除されま

す。これが、これは終戦時にどのくらいの

通貨が台湾銀行及び朝鮮銀行から出で

おるかと、いふことも、なか／＼わから

ないかとも考へておるのでですが、

この点はどうです。

○堀口説明員 その点は、可能か可能

か、割譲地域の場合におきましては、

明瞭かに折衝によるということがある

以上、またそれ以外のこまかい明文は

ございません。ただ対外関係のない閉鎖

機関につきましては、この法律によつ

て閉鎖機関の指定が解除されま

す。これが、これは終戦時にどのくらいの

通貨が台湾銀行及び朝鮮銀行から出で

おるかと、いふことも、なか／＼わから

ないかとも考へておるのでですが、

この点はどうです。

○堀口説明員 その点は、可能か可能

か、割譲地域の場合におきましては、

明瞭かに折衝によるということがある

以上、またそれ以外のこまかい明文は

ございません。ただ対外関係のない閉鎖

機関につきましては、この法律によつ

て閉鎖機関の指定が解除されま

す。これが、これは終戦時にどのくらいの

通貨が台湾銀行及び朝鮮銀行から出で

おるかと、いふことも、なか／＼わから

ないかとも考へておるのでですが、

この点はどうです。

○堀口説明員 その点は、可能か可能

か、割譲地域の場合におきましては、

明瞭かに折衝によるということがある

以上、またそれ以外のこまかい明文は

ございません。ただ対外関係のない閉鎖

機関につきましては、この法律によつ

て閉鎖機関の指定が解除されま

す。これが、これは終戦時にどのくらいの

通貨が台湾銀行及び朝鮮銀行から出で

おるかと、いふことも、なか／＼わから

ないかとも考へておるのでですが、

この点はどうです。

○堀口説明員 その点は、可能か可能

か、割譲地域の場合におきましては、

明瞭かに折衝によるということがある

以上、またそれ以外のこまかい明文は

ございません。ただ対外関係のない閉鎖

機関につきましては、この法律によつ

て閉鎖機関の指定が解除されま

す。これが、これは終戦時にどのくらいの

通貨が台湾銀行及び朝鮮銀行から出で

おるかと、いふことも、なか／＼わから

ないかとも考へておるのでですが、

この点はどうです。

○堀口説明員 その点は、可能か可能

か、割譲地域の場合におきましては、

明瞭かに折衝によるということがある

以上、またそれ以外のこまかい明文は

ございません。ただ対外関係のない閉鎖

機関につきましては、この法律によつ

て閉鎖機関の指定が解除されま

す。これが、これは終戦時にどのくらいの

通貨が台湾銀行及び朝鮮銀行から出で

おるかと、いふことも、なか／＼わから

ないかとも考へておるのでですが、

この点はどうです。

○堀口説明員 その点は、可能か可能

か、割譲地域の場合におきましては、

明瞭かに折衝によるということがある

以上、またそれ以外のこまかい明文は

ございません。ただ対外関係のない閉鎖

機関につきましては、この法律によつ

て閉鎖機関の指定が解除されま

す。これが、これは終戦時にどのくらいの

通貨が台湾銀行及び朝鮮銀行から出で

おるかと、いふことも、なか／＼わから

ないかとも考へておるのでですが、

場合、今台湾及び朝鮮等で折衝中であ
りましようが、この折衝済みになつた
際に、法律によつて云々ということの
御説明がこの前にあつたのです。法律
によらざれば第二会社をつくることは
できないのかどうか。私は今申し上げ
たように、法律によらなくても第二会
社をつくることは可能であろう、こう
も解釈されておりますので、何百億——
私は三百億くらいあると思う。三百億
とかなんとかいうような大きな金額
は、これはできるだけ早く国内の産業
開発に向けた方がいいじゃないか。法
律をつくれと言つたつて、なか／＼も
う今国会中にはできない、こうおつし
やつておりますので、第二会社をつく
ることが法律によらなくてもできると
いうことであつたならば、大蔵大臣に
よつて清算人として任命になつておる
のですから、ただちにその人方及び株
主において、そういう方向に進められ
いいのじやないか、こういうふうに考
えますので、この点を今お伺いしたわ
けであります。そういうわけであります
すから、その点に対しての御答弁をお
願いいたします。

であります。商法には外国会社に関する規定は若干ありますけれども、これはもうごく簡単な規定であります。これによつて清算することも、あるいは第二会社をつくることも非常に不完全で、とてもできないというのが一般の見解であります。従いまして、少くとも外地に本店を有するものとか、向うの法令でできたものというような法律人につきましては、別に特別な法律をつくらない限り清算することもできまいし、第二会社をつくることもできない。ただ閉鎖機関令によつて現在の清算を進めて行くことは、これは当初司令部の命令によつて確立された閉鎖機関令によつてやつておるわけでありますから、可能であります。そういうことでやはり特別な法律が必要とする。たゞ閉鎖機関の指定を解除しただけでは、全然動きがとれないということになると思います。

ふうに解釈しております。
○**夏堀委員** 特殊清算人は特経会社に
対する破産宣告をすることができるか
どうか。
○**堀口説明員** ただいまの御質問はち
よつとわかりかねる点もあるのであります
が、特経会社については、破産の
宣傳等について、その特経会社自身の
方にいろいろ制限規定があると思いま
すので、できないのじやないかとい
ふうに考えております。
○**夏堀委員** 私は破産宣告ができない
というか、しないというか、そうした
ようなことはちょっとあまりやらない方
がいいのじやないかというような方針
になつておるようにも聞いております
。私はそう聞いておりますが、その
点はまあこれで……。
そこで閉鎖機関が、特に金融機関が
整理中に、保管料、保険料、特に金融
機関としては収入の利息、そういうも
のがどんどん入つて來るのであります
。そしてその閉鎖機関としての整
理の費用は、この前に五十数億円に上
つております。それは第三者において
その費用を償つておる。そして収入
利息等はほとんど入つておらない。いわゆ
る管理等によつて生ずる費用は第
三者が、その整理人が償つておる、こう
いうことになるだらうと存じます。利
息はどんどん入つて來るので、いわゆ
る收入を伴つて來る、こういうことに
なります。そういたしますると、この
閉鎖機関に対する税金について何か
特別の措置があるものですか。これを
お伺いいたします。

しましては、その登記その他法的問題につきまして、登録税その他を免じておるということはありますけれども、一般的の各機関の清算におきまする利益金その他に対する課税については、減免の措置はないわけであります。通常の会社の清算と同様に取扱われております。

○夏堀委員 今日は大体この程度で質問を終りたいと思いますが、先ほど由し上げたいわゆる在外閉鎖機関の債務が、国内の資産に対しても及ぼすとすればたいへんな問題ですから、これはあとで大臣の出席を求めてよくお伺いしたいと思います。

それから所得税問題はなお私も研究いたします。何か無制限とか制限とうことがあるかのように聞いておりました。たゞ、炳口さんは専門家ではないでしようから、あとでよく研究するようにないたしたいと思うのであります。

○三寺(則)委員 ただいま議題となつておりまする六法案中、関税法の一部を改正する法律案、補助貨幣損傷等臨時特例案、特別調達資金設置法の一部を改正する法律案、及び日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴うたばこ専売法等の臨時特例に関する法律案の四法案につきましては、質疑より大体尽されたと思われますので、この際質疑を打ち切り、討論を省略いたしました。ただちに採決に入られることを望みます。

○佐久間委員長代理 ただいまの三古君の動議のごとく決定するに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐久間委員長代理 御異議がないとありますから、関税法の一部を改正する法律案、補助貨幣損傷等取締並臨時特例案、特別調達資金設置令の

貢中植ふるふるこゑの先へ。報はれ。法うもまつりをまつりを。采國節取部あ毛改法よ

部を改正する法律案、及び日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴うたばこ専売法等の臨時特例に関する法律案の四法案につきましては、この際質疑を打切り、討論を省略して、ただちに採決に入りたいと思います。

これより採決に入ります。まず関税法の一部を改正する法律案、及び補助貨幣損傷等取締法臨時特例案の両案に賛成の諸君の起立を願います。

〔賛成者起立〕

○佐久間委員長代理 起立多数。よつて両案はいずれも原案通り可決せられました。

次に特別調達資金設置令の一部を改正する法律案、及び日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴うたばこ専売法等の臨時特例に関する法律案の両案に、賛成の諸君の起立を願います。

〔賛成者起立〕

○佐久間委員長代理 起立多数。よつて右両案はいずれも原案の通り可決いたしました。

なお委員長報告書の件につきましては、委員長に御一任願いたいと思います。

○官憲委員 資料の請求をいたしたいと思います。地方公共団体職員の給与改善のための地方公共団体に対する国の貸付金に係る債務の免除等に関する法律案を審議するにあたつて、債務を免除することと、還付税と相殺することと、平衡交付金で調整いたしまする関係を、各都道府県別に数字で示しまして、その利害得失が明らかになる資料を御提出願いたい。しかしてこの資料の提出されるまで、本法律案の審議

を進められぬようにお願いしておきます。

○佐久間委員長代理 本日はこれにて散会いたします。

午後零時十八分散会

〔参考〕

関税法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

補助貨幣損傷等取締法臨時特例案（参議院提出）に関する報告書

特別調達資金設置令の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴うたばこ専売法等の臨時特例に関する法律案（内閣提出）に関する報告書

〔都合により別冊附録に掲載〕

昭和二十七年四月二十一日印刷

昭和二十七年四月二十二日發行

衆議院事務局

印刷者 印 刷 厅